

## 平成28年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第80号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月2日
議案第81号	宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第82号	財産(塵芥収集車(3トン回転ダンプ式機械車及び3トンプレス式(押出式)機械車))の取得について	可決 (全員一致)	
議案第83号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	

### 審査の状況

① 平成28年5月30日 (議案審査)

・出席委員   ◎大川 裕之      ○細川 知子      伊福 義治      岩佐 将志  
                  江原 和明      大島 淡紅子      たぶち 静子      寺本 早苗

② 平成28年6月 2日 (議案審査)

・出席委員   ◎大川 裕之      ○細川 知子      伊福 義治      岩佐 将志  
                  江原 和明      大島 淡紅子      たぶち 静子      寺本 早苗

③ 平成28年6月21日 (委員会報告書協議)

・出席委員   ◎大川 裕之      ○細川 知子      伊福 義治      岩佐 将志  
                  江原 和明      大島 淡紅子      たぶち 静子      寺本 早苗

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第80号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

宝塚山手台地区における地区計画の区域を変更するため、都市計画の変更を行ったことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 今回の条例改正の趣旨は。

答1 山手台の開発区域の造成が進むに従い、従前の市街化区域と市街化調整区域の線引きが変更されたこと等により、地区計画の変更に伴う告示を行ったため、本条例において参照する地区計画の計画図についても、その告示による計画図に改めるもの。

問2 今回の変更で、地区計画区域全体としての面積はどうなったのか。また、面積がふえた変更箇所と減った変更箇所があるが、それぞれの面積の増減はどのようになっているのか。

答2 地区計画区域全体として94.9ヘクタールから94ヘクタールに減っており、すべてが市街化区域である。個別の部分の面積の増減までは把握をしていない。

問3 当該地区の開発は、当初の計画と比べて大きく変更してきていると思うが、今後の予定は。

答3 当初の計画と比べて開発区域の規模はそれほど変わっていないが、建設戸数は直近の計画変更時点で800戸近く減っている。集合住宅が戸建て住宅になったこと及び集合住宅を減らすことによって地区内の緑をふやしたことが大きな変更の概要である。今後について、開発事業者からは、これ以上事業区域を拡大することはなく、現在の規模での竣工を予定していると聞いている。

問4 今回の地区計画の変更は住民の意向が入っていないと思うが、問題ないのか。

答4 当該地区計画は、開発事業の開始とともに地区計画を定めた関係もあり、変更については基本的には事業者との協議の中で進めている。今回の変更についても、これ以上市街化区域を広げないという前提のもとでの区域区分の変更なので、行政側に関係する変更ととらえている。

問5 地域住民が事業者の計画に対して意見は言えるのか。

答5 今回は地区整備計画の中の建築物に関する制限は変更していないため、地域住民に影響が及ぶ変更ではない。今後、地域住民に影響のある変更が伴う場合は、地域住民と協議のもとで変更を進めていきたいと考えるが、今回はそういう案件ではない。

問6 現在、工事が完了していないエリアについては、いつ頃の完了を予定しているのか。また、当該地区では、開発に伴う児童数の増加など、多くの課題を抱えているが、そのことについての認識は。

答6 現在、開発事業者からは、平成29年度に造成工事が完了する予定であると報告を受けている。実際には造成工事の完了後に住宅の販売となるため、どれくらいの期間で住宅が埋まっていくかは予測できていないが、最終的には2,700戸余りの住宅が建つものと認識している。教育委員会では、当該事業の完了後に発生する児童数を事業者と調整しており、その数から将来計画も合わせて必要な需要予測を把握していると認識している。

問7 山手台小学校で教室が足りないなどの問題は起こらないか。

答7 山手台小学校の現在の保有教室は最大で32教室ある。開発の影響を入れて児童推計をすると、平成33年度で児童数が最大869人に増加し、教室は30教室になる見込みであり、教室が不足する見込みは立てていない。

問8 この地区は道路事情などの問題もあり、住民から住みにくいといった声を聞いている。改善の認識はあるのか。

答8 阪急山本駅南側の交差点で大きな渋滞が発生している。渋滞の原因は、道路の能力に起因するものではなく、交差点が密にあることにより本来の道路機能が十分に果たせていないためである。現在、交差点が密にあることの解消等も含め、信号機の対応等を検討している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第81号 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

宝塚市の武庫川及び猪名川流域関連公共下水道事業計画の変更に係る兵庫県との協議が整ったことを受け、下水道事業の計画排水区域面積及び計画排水人口を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 計画排水人口に係る条例の規定整備を失念していたことが判明したとのことだが、計画排水人口は補助金等に影響しないのか。

答1 条例で定めている計画排水人口とは市全体のフレームを決めているものであり、人口の増減によって補助金の率が上下することはない。

問2 平成24年3月に売布自由ガ丘が市街化区域に編入された時点で認可変更を行った場合と、現時点で認可変更を行っていない場合に、売布自由ガ丘区域の施設整備に当たって補助金等に影響はなかったのか。

答2 補助金等に全く影響はない。ただし、将来的に改修等で補助金を得ようとする場合には、当然に事業認可の区域に入れておかなければ補助対象にはならない。

問3 平成21年に計画排水人口の改正が漏れたことは、手続き上のミスというだけで、運営上には何の問題はなかったのか。

答3 事業認可では変更後の人口で認可を受けているため、条例上の計画排水人口が改正されなかったとしても、事業の運営等に影響がある内容ではない。条例が未改正の期間を含め、事業の推進には何ら影響はなかった。

問4 宝塚市の計画排水人口は兵庫県の推計人口を基にしているとのことだが、その算定方法は。

答4 兵庫県が武庫川流域下水道事業内容について武庫川流域の各市の面積や人口を調整して、国土交通省の認可を受ける制度になっており、宝塚市における計画排水人口は、基本的に兵庫県が事業認可の変更を申請する際に用いる宝塚市の推計人口と同数としている。

問5 区域の面積又は県の推計人口に変更があれば条例を改正しなければならないことになっているのか。

答5 地方公営企業法第4条の「地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない」という規定に基づき、宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を制定し、経営の基本に関する事項として計画排水区域面積及び計画排水人口を規定している。従って、面積又は人口のいずれかに変更認可があれば条例を改正する必要がある。

問6 売布自由ガ丘の市街化区域編入都市計画決定時に認可変更を行わなかった判断は、上下水道局事業管理者の許容の範囲でできることなのか。

答6 当然、区域が変更になることから、計画排水人口が増減する場合には認可変更するのが基本であると思っている。ただ、売布自由ガ丘の区域については、平成23年度に認可変更を行ったところであり、次の事業変更を行う時期が确实だったこともあり、上下水道局の一方的な判断ではなく、許認可の権限を持っている兵庫県と協議した上で、変更を行わない判断をした。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第82号 財産(塵芥収集車(3トン回転ダンプ式機械車及び3トンプレス式(押出式)機械車))の取得について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>塵芥収集業務の効率化を図るとともに、市民サービス水準の向上を図るため、老朽化した塵芥収集車を更新整備し、クリーンセンターに配置しようとするもの。</p> <p>取得金額 2,019万6千円</p> <p>相手方 神戸日野自動車株式会社</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 現在の体制で、効率的に車両を動かしているのか。</p> <p>答1 現在、2トン積機械車(パッカー車)が予備車としている天然ガス車6台を含めて14台あるが、1日に7台から8台、金曜日で9台くらいが動いている。全部の車両が動くように配車をしており、特定の車両がずっと遊んでいることのないよう、1年を通してみればどの車両も同じくらい動くように配慮している。</p> <p>問2 今回の更新で2トン積機械車6台を下取りに出し、3トン積機械車を3台購入するが、今後は各種車両においても稼働車プラス予備車1台くらいになるのか。</p> <p>答2 今回の更新で、ひとまず更新計画は終わるが、次の計画では使用年数10年以上の車両を更新していきたいと考えている。その際、各種車両について予備車を1台から2台くらいになるよう数を減らしていきたい。</p> <p>問3 更新を進めることにより車両台数を減らす中で、職員の数はどうなるのか。</p> <p>答3 現在、職員は40人体制であるが、きずな収集がどんどんふえている状況にあることから、2トン積機械車を3トン積機械車に替えること等により収集効率が上がり、職員に余剰ができれば、きずな収集に回していきたいと考えている。現状では人が余る状況にはない。</p> <p>問4 3トン積機械車が収集効率がよいということであれば、今後も使用年数の多い2トン積機械車を更新する場合は、3トン積機械車に切り替えていく考えなのか。</p> <p>答4 基本的には、そういう考えである。今回、3トン積機械車を本格的に導入するに当たり、2トン積機械車との差というものも検証していきたい。</p> <p>問5 今回の更新車両は、回転ダンプ式を2台、プレス式を1台としているが、一つの形式に統一しなかった理由は。</p>

答5 一般家庭から出る燃やすごみなら回転ダンプ式で十分に対応ができる。一方で、プレス式は油圧式の回転板により少々のお木があっても割ることができるため、粗大ごみがたくさん出るシーズンや災害時などに可燃素材を効率的に収集、運搬できる。車種は1種類しか持たないという考え方ではなく、多様な車種を持ちその日の状況に合わせて柔軟に使い分け投入している。

問6 2トン積機械車を3トン積機械車に替えることで、収集コースは変わってくるのか。

答6 現在、2トン積機械車であれば午前中で4搬送程度行っている状況であるが、3トン積機械車になれば、カタログ上の数値によると1搬送程度は減らせると見込んでいる。まずはその部分での見直しが先であり、その後、場合によってコースの見直しも可能になってくると考えている。

問7 現在、市が直営で収集しているのは何コースで何世帯か。

答7 平成28年度で言えば、6コースで18,909世帯、1車両当たり3,151世帯となる。

問8 今後、ごみの収集運搬業務の市直営と民間委託の比率を変更するのではなかったか。

答8 現在、市直営と民間委託の比率は、約2対8であるが、この比率は堅持しているという考えである。この比率は、平成18年度から平成22年度にかけて取り組んだ都市経営計画大綱の下部計画であるアウトソーシング推進計画において直営を20%までにしようという目標を掲げ達成したものである。

問9 入札額の内訳としての下取り車の価格が不明とのことだが、下取り価格を明確にすることを入札の条件に付することはできないか。

答9 基本として落札価格としか表示が出ないため、内訳として下取り価格がわからないのが現状である。今後については検討していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第83号 損害賠償の額の決定について

**議案の概要**

市が管理する街路樹の根が相手方所有の污水管及び污水枿に侵入し、詰ませたことにより、污水管及び污水枿の排水機能が著しく損なわれ、相手方に復旧に要する費用相当額の損害が生じたもので、その損害賠償の額を55万7,280円と決定しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 市道内から公共污水枿までの管路の改修において、根が侵入しないようにシートを施しているとのことだが、そのシートはどのようなものか。

答1 根が通らない材質の不織布シートを根と下水道管を分離する形で埋設している。

問2 このシートによって街路樹が枯れてしまうなどの悪影響は出ないのか。

答2 街路樹に対して全く影響がないとは言い切れないが、道路への影響等を勘案し、街路樹として一定の緑を保てるよう配慮しながら、このような形で対策をとっているのが実状である。

問3 桜の木は市内全域に植栽されているが、今後、同様の事故が起こらないよう、点検は行っていくのか。

答3 今回のように木の根が民家まで及ぶというのはまれなケースであるが、上下水道局においては、事例の多い道路の地下に敷設している古いタイプの下水道管のすき間から根が侵入するケースに特に注意しながら污水枿等の点検をしており、道路管理課としては、上下水道局と情報共有を図りながら、街路樹が周辺に悪影響を及ぼさないよう対応を行っていきたいと考えている。

問4 今回は、損害賠償額が50万円以上であるため議案として上がってきたものであるが、議案に上がっていないもので街路樹の根が民地の污水管に侵入した事例はないのか。

答4 少なくとも直近10年間で、同様の事例はなかった。

問5 10年、20年後の根の張り具合まで考慮した街路樹の整備の方法については以前から指摘をされているが、その方法は変わったのか、それとも、いまだに変わっていないのか。



答5 街路樹によって歩道が凸凹になるといったような課題があることは認識している。新たに樹を植えるときには、そのようなことも十分に配慮しながら緑化していきたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）